

入札説明書

「運転免許センターLED化更新工事」に係る入札等については、関係法令及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争参加資格

- (1) 入札公告 2 (5) に示す条件の詳細は下記のとおり。

平成28年4月1日から一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）の提出期限日までに、沖縄県、国又は市町村が発注した電気工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

- (2) 入札公告 2 (9) に示す条件の詳細は下記のとおり。

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることが、沖縄県警察競争契約入札心得（県費関係）第6条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (3) 原則として、本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、2 (1) に示す設計業務等の受託者との関係がある場合は、出資状況等の確認ができる資料を添付すること。

2 設計業務等の受託者等

- (1) 1 (3) の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

有限会社 翁長電気工事

- (2) 1 (3) の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

3 競争参加資格の確認等

- (1) 資格確認資料は、「第3号様式(1)、様式1・様式2」により作成すること。

- (2) 資格確認資料は、次に従い作成すること。

ア 配置予定技術者の資格等（様式1）

(ア) 技術者名及び必要事項を記入すること。

(イ) 技術検定合格証明書、資格者証、免許証の写しを添付すること。

(ウ) 当該技術者との直接的な雇用関係の存在を証明できる資料の写し（住民税特別徴収税額通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等）を添付すること。

(エ) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事

を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、資格確認資料を提出した者は、直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、「沖縄県警察建設工事及び庁舎管理業務の請負又は委託契約に係る指名停止等の措置並びに指名停止審査会に関する要綱（平成19年2月25日制定）」（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止を行うことがある。

イ 同種工事の施工実績（様式2）

(ア) 1(1)に掲げる資格があることを判断できる施工実績についての工事名及び必要事項を記載すること。

(イ) 記載する施工実績の件数は1件でもよい。

(ウ) CORINS登録をしている場合は、竣工時カルテ受領書及び工事カルテ（一般データ、技術データ）の写しを添付すること。

(エ) CORINS登録をしていない場合は、契約書及び工事内容（実績）が証明できる資料を添付すること。

(3) 上記(1)に定める資格確認資料のほかに、競争参加資格を確認するため下記の資料も提出すること。

ア 建設業の許可について（通知）（写）

イ 入札参加適格合格通知書（写）

ウ 経営事項審査結果通知書（写）

エ 配置予定技術者の資格者証等（写）及び直接的な雇用関係の存在を証明できる資料の写し

オ 暴力団排除に関する誓約書

カ 別記様式第1号（役員等名簿）

キ 現在事項全部証明書等（3ヶ月以内に発行されたものとし、写しでも可とする。）

(4) 競争参加資格の審査は、資格確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年8月13日（木）（予定）までに電子入札システムにて通知する（ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。）。

4 配置予定技術者等の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、資格確認資料の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、入札公告2(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

5 支払条件

(1) 前金払

前金払を請求できる額は、契約金額150万円以上の工事で請負代金額の10分の4以内とする。

(2) 中間前金払い

「平成14年12月24日付け土企第1862号の通知」に基づく。

(3) 部分払

既済部分払は下記基準表による。

請負金額	既済部分払の回数
100万円以下	0回
100万円を超え1,000万円以下	1回以内
1,000万円を超え3,000万円以下	2回以内
3,000万円を超え5,000万円以下	3回以内
5,000万円を超え1億円以下	4回以内
1億円を超える金額については、5,000万円増す毎に1回加える。	

6 その他電子入札に関する事項は、沖縄県電子入札運用基準による。

次のホームページにて「沖縄県電子入札運用基準」を掲載している。

沖縄県電子入札ポータルサイト

<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>

7 その他

- (1) 落札者は、3 (2) の資格確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (2) 資格確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 入札説明書、別冊設計図書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。なお、設計図書は入札参加者に貸与するものであり、落札者以外の者は、本入札終了後速やかにデータ等を処分すること。
- (4) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日を除く毎日、午前8時から午後8時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。

<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>

- (5) 電子入札システムの操作等に関する問い合わせは下記によること。

ア システム操作・接続確認等の問い合わせ先

(ア) 名称：電子調達コールセンター（運営：富士通株式会社）

(イ) 電話番号：0570-011311

(ウ) Eメール：contact-supercals-ep@cs.jp.fujitsu.com

(エ) 運用時間：平日午前9時から午後6時（祝祭日及び12月29日から1月3日を除く）

イ ICカードの不具合等発生時の問合せ先

取得している各ICカードの認証機関

- (6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付表を送信者に発行するので必ず確認すること。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなるなどの不利益な取扱を受ける場合がある。

- ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・競争参加資格確認申請書受付表
- ・競争参加資格確認結果通知書
- ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・辞退届受付表
- ・日時変更通知書
- ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・入札書受付票
- ・入札締切通知書
- ・再入札通知書
- ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・落札者決定通知書
- ・決定通知書
- ・保留通知書
- ・取止め通知書